

第6号

2010年2月発行

≪第2回 FD 研修会≫

# シラバス整備から始める 大学教育の質保証

2009年10月28日

於:大阪商業大学 本館6階 大会議室

講師:同志社大学教育支援機構長/文学部教授

圓月 勝博

#### ≪第2回 FD 研修会≫

# シラバス整備から始める 大学教育の質保証

2009年10月28日

於:大阪商業大学 本館6階 大会議室

講師:同志社大学教育支援機構長/文学部教授

圓月 勝博

\* 本報告書は2009年10月28日に大阪商業大学で開催されたFD研修会での 講師: 圓月 勝博先生の講演要旨をまとめたものである。

### 目 次

学士課程教育の構築に向けて	1
教育の質の保証	3
FDと質保証	6
シラバス整備と質保証	7
成績評価と質保証	8
参考資料	9

#### 学士課程教育の構築に向けて

FD (Faculty Development) という文言が文部科学省の公式文書の中で初登場したのが、1998年の大学審議会答申である。その翌年に大学設置基準が改正されてFDが努力義務化された。FDは、あくまで学士課程教育の充実、あるいはそれの質保証を達成するための方策として位置づけられている。

#### 教育の質保証 (Quality Assurance)

今現在の大学教育の大きな流れは、入口の整備から出口の充実である。これが、この 10 年間の大学教育改革の大きな流れである。その画期となったのが、2008 年 12 月 24 日 の中央教育審議会答申である。

本日の講演の順序は次の通り。

- 第1章 グローバル化、ユニバーサル段階等をめぐる認識と改革の方向
- 第2章 学士課程教育における方針の明確化
- 第3章 学士課程教育の充実を支える学内の教職員の職能開発
- 第4章 公的及び自主的な質保証の仕組みの強化
- 第5章 基盤となる財政支援

おわりに ~改革の加速に向けて社会全体での取組を~

#### 質保証システムの確立

- ・設置認可・届出制度設置認可と届出制度を厳しくする。
- ·第三者評価(機関別認証評価)

法令上の整合性を中心に厳格に評価していく方向になっている。すなわち、設置基準では、定員の管理も厳しくなるうえ、授業に関して言えば、学習時間が確保されているかが重要となる。授業回数を 15 回確保できる学年暦を整備し、シラバスがきちんと書けているかどうかも、チェックポイントに入る。大学基準協会の認証評価も同じ方針である。

自己点検・評価

自己点検・評価と情報公開はセットである。この二つを恒常的に実践し、それを認証 評価する形式となる。私の大学でも、自己点検・評価は結局は認証評価が迫ってきた時 に慌てて各部署で作文をすることが多い。ほとんどの大学が同じような状況と思われる。 それでは自己点検にはなっていない。ともすると、認証評価は証拠作りに過ぎない。毎年、自己評価を行っているということを7年に1度、認証評価で評価していくパターンになってきている。「PDCAサイクル」というフレーズがいろいろなところで呪文のように使われている。プラン(目標設定)、ドゥ(実行)、チェック(点検)、アクション(改善)のサイクルを回していくものであるが、毎年それが回り続けているかどうかというものが大学の評価であり、大学の質保証の第一歩であるという考え方が重要である。

- 情報公開
- 大学間ネットワーク
- ・学会との連携(分野別ベンチマーク)

文学部と工学部が同じ土俵に乗ることは難しい。関係学会の中でそれぞれのベンチマークを作っていくことが重要である。大阪商業大学では商学が中心かもしれないが、会計学ではそれぞれの基準がある。学会と照らし合わせた上で、この科目がなければというのを整備していくことが非常に重要となる。

#### 財政支援と説明責任(アカウンタビリティ=事前説明責任+事後説明責任)

私立大学というものは「私立大学」という公教育機関である。それは、財政基盤が違うだけで国立も公立も私立大学も公教育機関である。比率はまちまちであるが、少なからずとも公財政支出の支援を受けて、経営が成っている。やはり国税を投入して組織を維持している以上、それについての説明責任を持たなければならない。

説明責任とよく言うが、誰に対して説明するのか理解されていない。本当は国に対して 説明するべきと思う。あるいは、国民に対して説明するべきと思う。わずかであれ、やは り公財政支出を使って公的な学位授与権を付与されて卒業証書を出しているため、きちん としたかたちで卒業証書を出しているということを、いつでも国に対して、そして国民に 対して説明できるようにすることが公教育機関としての責務と考える。

教育基本法(平成 18 年 12 月 22 日公布)

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす 重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を 尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の 振興に努めなければならない。

#### 教育の質の保証

F D は、質保証を支えていくための教育方法・内容の改善、あるいは教員の資質向上である。職能開発という用語は、主に後者を指す。

#### 「授業 15 回」問題(1 単位=45 時間=教室内 15 時間+教室外 30 時間)

質保証と言った時、1単位45時間の学習時間をどのように守るかということが重要となる。これまでは教員の側の視点に立って教えることばかりを考えていたが、むしろ学生の視点に立って、学生がどれだけ何を学んだかというところから教育を見直していく必要がある。これが質保証の典型的な問題として出たのが授業15回問題、あるいは学習時間の問題である。

#### (1) 大学設置基準(文部科学省令)

(単位)

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

- 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- 一 講義及び演習については、<u>十五時間から三十時間までの範囲で大学</u>が定める時間の授業をもつて一単位とする。

(注 この条文は、文言等の変更はあるが、昭和 31 年 10 月 22 日省令制定時からある。)

#### 「学士課程教育の構築に向けて」

1単位当たりの授業時間数が、大学設置基準の規定に沿っている必要がある。具体的には、講義や実習等の授業方法に応じて15~45時間とされており、講義であれば1単位当たり最低でも15時間の確保が必要とされる。これには定期試験の期間を含めてはならない。

1950年代 学士課程教育の「構築」を構想

1960年代 60年以後の大学紛争によって構想頓挫

1990年代 高等教育の国際化と大衆化

2000年代 学士課程教育の「構築」に着手

#### グローバル化

現在、グローバル化が起こっている。EUではボローニャ・プロセスと呼ばれているものである。アジアでは、同様の概念であるUMAP(University Mobility in Asia and the Pacific)があり、そこでもいろいろな形で説明責任を果たしていかなければならないとされる。したがって、質保証というと、「国際的に説明できる」という視点が非常に重要になる。

マーチン・トロウというアメリカの学者が言った「ユニバーサル段階」は定説になっている。大学進学率が15%以下の場合には「エリート大学」、大学進学率が15%から50%の場合には「マス大学」、大学進学率が50%以上になったら「ユニバーサル大学」と言う。そして、大学進学率が50%を超えた段階で「ユニバーサル段階に達した」と表現する。最新の数字では、大学進学率は50%を超えている。

ユニバーサル大学になると、教育課程を中心にしなければならない。エリート大学は入学した段階で既にエリートの座を約束されている。マス大学は入学してからエリートを目指す。今は、50%の進学率であるため、入学した段階で平均的であることを約束され、入学してから平均以上を目指すかどうかをゆっくり考えるというのが今の学生でないかと思う。考えるための良い材料と良い環境をどれだけ整えてあげるかというのが、今の大学の社会的役割になっている。具体的に言うと、教育目的を明確化し、学習意欲を喚起するための制度整備をしていかなければならない。

- ①エリート大学=講座制中心型 入学した段階でエリートの座を約束される。
- ②マス大学=自主ゼミ中心型 入学してからエリートを目指す。
- ③ユニバーサル大学=教育課程中心型 入学した段階で平均的であることを約束され、 入学してから平均以上を目指すかどうか考える。

#### 「三つの方針」

三つの方針とは、すなわち、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーのことである。2008 年4月に大学設置基準が改正されて、人材養成の目的及び教育目標を学則等へ記載しなければならない。

① 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

どんな学生を社会に出していくのかということが大学を評価する時の最初の出発点である。

学士力をつける。

そもそも学士力とは何か。

我が国の学士課程の多様な現実(アメリカのリベラル・アーツ型から医歯薬教育系の職業教育まで)を踏まえる必要があるという認識に立ち、できる限り汎用性があるものを提示するよう努めた。

#### 「学士力」

- ①知識・理解
- ②汎用的技能 (generic skills)
- (1) コミュニケーション・スキル
- (2) 数量的スキル
- (3) 情報リテラシー
- (4) 論理的思考力
- (5) 問題解決能力
- ③態度·志向性
- ④統合的な学習経験と創造的思考力

多様な現実を踏まえる必要があるという認識に立ち、多様な学力をつけることが必要である。これは各大学が主体的に考えていかなければならない。

- ② 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) ポイントとしては体系化されているかどうか。 単位制度の実質化。
- ③ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

初年次教育と高大連携をどうするのか。特に高大連携が出てくるのは、大学に入ってきた1年目では、高校4年生を大学1年生にどうやって作り上げていくかというところから大学教育が始まっていくと認識しなければならないからである。

#### FDと質保証

FDで職能開発という新しい概念が導入された。Professional Development の訳語だと言われている。これは広義のFDのことである。SD(スタッフ・デベロップメント)という職員の方の技術向上も目指さなければならない。職員がもちろん学生を直接教えることはなかったとしても、特に私立大学の場合には、これからは教育政策を提言できる職員でないといけない。

「狭義のFD」という呼び方がある。これは、10 年前からあった授業内容・方法の改善のことである。職能開発という広義のFDが出てきているのは、「三つの方針」すべてを理解し、実現できる教員を作っていかなければならない。すなわち用語解説としては教育もでき、研究もでき、社会貢献もでき、管理運営にも理解を持っている、そういう教員を育てられるかどうかが大事となる。そういう人材を育てるのが大学の仕事となる。

①「狭義のFD」=授業内容・方法の改善のための研修等 目的:教育課程運営の改善

②「広義のFD」=「職能開発」

目的:「三つの方針」すべてを実現できる教員人材育成

FDの組織的推進形態には2種類ある。

①祝祭型FD 講演会、シンポジウム、研修会など。

②日常型FD 定型業務と一体化した取組。

#### シラバス整備と質保証

シラバス中心の組織的FDが良いと思う。今や日本の大学で、シラバスは公文書の一つである。シラバスをしっかり書くということは説明責任を最低限は果たすことにもなる。

#### シラバス中心の組織的 FD (PDCAサイクル内部質保証型 FD)

#### Plan (目標設定): 科目目標と授業計画

- ①科目の到達目標が明確に記述されているか。
- (到達目標は学生を主語にしてできるだけ具体的に)
- ×「(教員が) 会計学の重要性を語ってみたい」
- ○「(学生が)企業会計の現代的課題を説明できるようになる」
- ②科目の到達目標は適切か。
- ③授業計画及び学習時間は適切か。(1単位=45学習時間)

#### Do (実行): 単位の実質化 (1単位 45 時間の学習時間)

- ①授業はシラバスに従って実施されているか。
- ②授業運営は適切か。
- ③成績評価基準は明確か。

#### Check (点検): 成績評価の厳格化

- ①学生による評価結果はどうであったか。
- ②担当者自身による評価結果はどうであったか。
- ③同僚による評価結果はどうであったか。
- ④成績評価結果は適切であったか。

#### Action (改善): 教育内容・方法の改善

- ①「学位授与の方針」に改善の余地はないか。
- ②「教育課程編成・運営の方針」に改善の余地はないか。
- (1) 教育内容に改善の余地はないか。
- (2) 教育方法に改善の余地はないか。
- (3) 教育環境に改善の余地はないか。
- (4) 教員組織に改善の余地はないか。
- ③「入学者受入れ方針」に改善の余地はないか。

#### 成績評価と質保証

#### 相対評価が「厳格な成績評価」とはかぎらない

分野により相対評価を非常に厳しく要求されるところがある。一番厳しいのは、司法分野の研究科と思う。工学関係のJABEE、会計学関係もやはり厳しい。特にアカウンティングスクールなど、専門職大学院は一般に厳しい。あと医科系、看護系は厳しい。しかし、文学部などでも同じようにしなければならないかというと、そういう議論はまだない。

#### GPAが「厳格な成績評価」とはかぎらない

文部科学省の答申やホームページには、GPAが厳格な成績評価であるということに近い書き方がしてあるが、これは間違いだと思う。100点満点でも正確につけたら、厳格な成績評価である。優・良・可でも本当に責任を持って説明できたなら、厳格な成績評価ということができる。GPAは表記方法の一つにすぎない。GPAの最大の長所は、国際通用性が高いことである。

#### 厳しい成績が「厳格な成績評価」とはかぎらない

成績を説明できるような成績をつけなさいということであり、これが厳格な成績評価である。

#### 明示された成績評価基準を「厳格」に適用することが「厳格な成績評価」である

明示された評価基準を厳格に適用しているということが厳格な成績評価基準である。 そして、第三者の企業等にも納得のいく成績であるかどうかということが重要である。

#### 成績評価基準は教育内容などによって決定される

成績評価基準は教育内容や科目内容によって決定される。

#### 対策

- ・成績評価を脱ブラックボックス化する
- 成績評価を客観的に点検する
- ・成績評価検討の目的を共有する
- ・成績評価を教育的観点から総合的に検討する
- ・成績評価を「出口」の「説明責任」の一部と考える

参考資料

#### 大阪商業大学学内FD研修会

シラバス整備から始める 大学教育の質保証

> 大阪商業大学 本館6館大会議室 2009年10月28日(水) 16時40分~17時40分

講師:圓月 勝博(同志社大学教育支援機構長)

- ①「学士課程教育の構築に向けて」
- ②教育の質保証
- ③FDと質保証
- ④シラバス整備と質保証
- ⑤成績評価と質保証

#### 「学士課程教育の構築に向けて」

1998年10月26日 大学審議会答申 「21世紀の大学像と今後の改革方策について ―競争的環境の中で個性が輝く大学―」

2005年1月28日 中央教育審議会答申 「我が国の高等教育の将来像」

2008年12月24日 中央教育審議会答申 「学士課程教育の構築に向けて」

#### 「学士課程教育の構築に向けて」

「学士課程教育の構築に向けて」(本文58ページ)

三大キーワード

- (1)学士課程(88回)
- (2)教育の質保証(33回)
- (3)(三つの)方針(67回)
  - ①学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) ②教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) ③入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

#### 「学士課程教育の構築に向けて」

#### 中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」

はじめに ~今なぜ学士課程教育か~ 第1章 グローバル化、ユニバーサル段階等をめぐる認識と改革の方向 第2章 学士課程教育における方針の明確化

第3章 学士課程教育の充実を支える学内の教職員の職能開発 第4章 公的及び自主的な質保証の仕組みの強化 第5章 基盤となる財政支援

おわりに ~改革の加速に向けて社会全体での取組を~

「学士課程教育の構築に向けて」

#### 質保証システムの確立

- ①設置認可·届出制度
- ②第三者評価(機関別認証評価)
- ③自己点検·評価
- 4情報公開
- ⑤大学間ネットワーク
- ⑥学会との連携(分野別ベンチマーク)

#### 「学士課程教育の構築に向けて」

#### 財政支援と説明責任

(アカウンタビリティ=事前説明責任+事後説明責任)

教育基本法(平成18年12月22日公布) (私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす 重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を 尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の 振興に努めなければならない。

公教育機関としての私立大学

#### 教育の質保証

「授業15回」問題(1単位=45時間=教室内15時間+教室

(1)大学設置基準(文部科学省令)

(単位)

- (単位) 第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。 (注 この条文は、文言等の変更はあるが、昭和31年10月22日省令制定時からある。)

#### 教育の質保証

#### 「学士課程教育の構築に向けて」

...1単位当たりの授業時間数が、大学設置基準の規 定に沿っている必要がある。具体的には、講義や実 習等の授業方法に応じて15~45時間とされており、 講義であれば1単位当たり最低でも15時間の確保 が必要とされる。これには定期試験の期間を含めて はならない(20ページ)。

#### 教育の質保証

1950年代 学士課程教育の「構築」を構想

1960年代 60年以後の大学紛争によって構想頓挫

1990年代 高等教育の国際化と大衆化

2000年代 学士課程教育の「構築」に着手

戦後は終わっていない?

#### 教育の質保証

#### ①グローバル化

EU「エラスムス計画」(ボローニャ・プロセス)

UMAP (University Mobility in Asia and the Pacific)

「学歴資本」の「通貨統合」

「知識基盤社会」(現代情報社会における知の汎用性)

国際的単位互換制度の推進

「留学生30万人計画」(2008年7月29日)

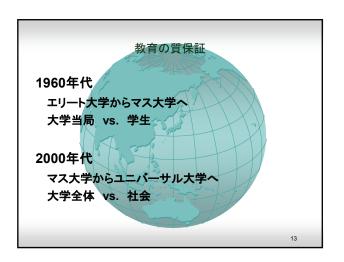
#### 教育の質保証

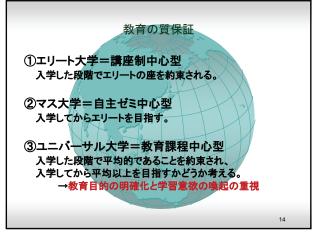
②ユニバーサル段階(高等教育の大衆化)

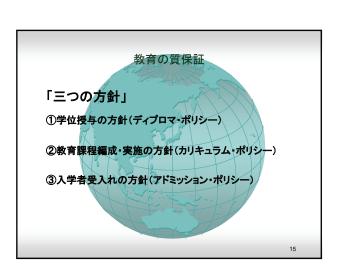
マーチン・トロウ

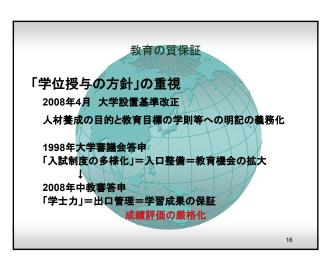
大学進学率15%以下=エリート大学 大学進学率15~50%=マス大学 大学進学率50%以上=ユニバーサル大学

> 2009年大学·短大進学率56.2% (大学進学率50.2%)







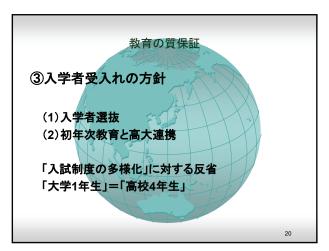




教育の質保証

「学士力」
①知識・理解
②汎用的技能(generic skills)
(1)コミュニケーション・スキル
(2)数量的スキル
(3)情報リテラシー
(4)論理的思考力
(5)問題解決能力
③態度・志向性
④統合的な学習経験と創造的思考力

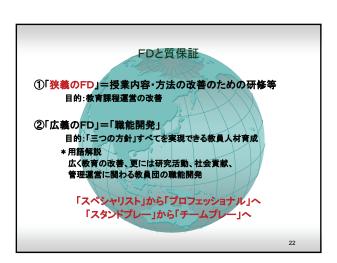




「下職能開発」という概念の導入
Professional Developmentの訳語

②FDの概念定義の拡大→SDとの連携
高等教育機関の職能の定義

「大学教員」と「大学職員」の職業規範の確立



PDと質保証

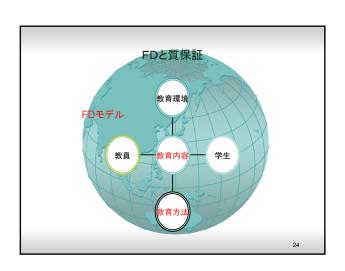
2種類のFD組織的推進形態

①祝祭型FD

講演会、シンポジウム、研修会等
②日常型FD

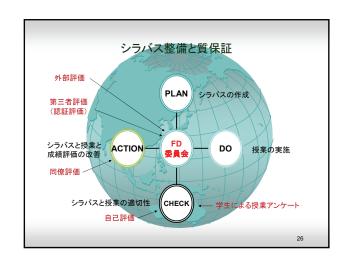
定型業務と一体化した取組

祝祭型FDは日常型FDの活性方策



シラバス整備と質保証
シラバス中心の組織的FD
(PDCAサイクル内部質保証型FD)

Plan(目標設定):科目目標と授業計画
Do(実行):単位の実質化(1単位45時間の学習時間)
Check(点検):成績評価の厳格化
Action(改善):教育内容・方法の改善
"Syllabus"から「シラバス」へ
授業評価アンケート中心主義からの脱却



シラバス整備と質保証

PLANの点検・評価項目

①科目の到達目標が明確に記述されているか
(到達目標は学生を主語にしてできるだけ具体的に)
×「(教員が)会計学の重要性を語ってみたい」
O「(学生が)企業会計の現代的課題を説明できるようになる」
②科目の到達目標は適切か

③授業計画及び学習時間は適切か
(1単位=45学習時間)

シラバス整備と質保証
DOの点検・評価項目
①授業はシラバスに従って実施されているか
②授業運営は適切か
③成績評価基準は明確か

シラバス整備と質保証
CHECKの点検・評価項目

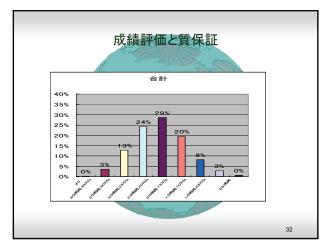
①学生による評価結果はどうであったか
②担当者自身による評価結果はどうであったか
③同僚による評価結果はどうであったか

④成績評価結果は適切であったか

シラバス整備と質保証
ACTIONの改善項目

①「学位授与の方針」に改善の余地はないか
②「教育課程編成・運営の方針」に改善の余地はないか
(1)教育内容に改善の余地はないか
(2)教育方法に改善の余地はないか
(3)教育環境に改善の余地はないか
(4)教員組織に改善の余地はないか
③「入学者受入れ方針」に改善の余地はないか





# 成績評価と質保証 ①相対評価が「厳格な成績評価」とはかぎらない ②GPAが「厳格な成績評価」とはかぎらない ③厳しい成績が「厳格な成績評価」とはかぎらない

- ④明示された成績評価基準を「厳格」に適用する ことが「厳格な成績評価」である
- ⑤成績評価基準は教育内容などによって決定される

33

# 成績評価と質保証 ①成績評価を脱ブラックボックス化する ②成績評価を客観的に点検する ③成績評価検討の目的を共有する ④成績評価を教育的観点から総合的に検討する ⑤成績評価を「出口」の「説明責任」の一部と考える





大阪商業大学 FDニューズレター 第6号

発行日:2010年2月1日

発 行:大阪商業大学FD委員会

〒577-8505 東大阪市御厨栄町 4-1-10

Tel 06-6781-8816 Fax 06-6781-8438